



大阪労働局発表
平成26年1月30日

大阪労働局労働基準部監督課

電話番号 06-6949-6490

平成25年における送検状況について

～79件の労働基準法・労働安全衛生法等違反被疑事件を送致～

大阪労働局（局長 中沖剛）は、平成25年（1～12月）の送検状況（大阪労働局及び管下13の労働基準監督署が労働基準法、労働安全衛生法等の違反被疑事件として検察庁へ送検したもの）を以下のとおり取りまとめた。

○送検件数	79件（対前年比 +17件 +27%）
○法令別件数	
労働基準法等違反	32件（対前年比 +11件 +52%）
労働安全衛生法違反	47件（対前年比 +6件 +15%）

労働基準監督機関では、労働基準法、労働安全衛生法等の法令に基づき、事業場に対する賃金の支払等一般労働条件の履行確保や労働災害・健康障害防止等のための行政指導を行っているが、重大・悪質な法令違反に対しては、司法警察権限を行使して捜査を行い、労働基準関係法令違反被疑事件として検察庁へ送検している。今般、大阪労働局における平成25年の送検状況を取りまとめたものである。

※ 労働基準法第102条

労働基準監督官は、この法律違反の罪について、刑事訴訟法に規定する司法警察員の職務を行う。（最低賃金法、労働安全衛生法等にも同旨の規定がある。）

1 概要

(1) 送検件数 [表1参照]

平成25年の送検件数は79件で、前年の62件から17件(約27%)増加した。

(2) 法令別件数 [表1参照]

- ・ 法令別の送検件数は、労働基準法及び最低賃金法違反に係る事件(以下「労働基準法等違反事件」という。)が32件、労働安全衛生法違反事件が47件である。
- ・ 昨年と比較して労働基準法等違反事件の件数は11件(約52%)増加し、労働安全衛生法違反事件は6件(約15%)増加した。
- ・ 労働基準法等違反事件を内容別に見ると、「定期賃金の不払」が19件、「割増賃金の不払」が7件等となっている。
- ・ 労働安全衛生法違反事件の内容別では、「機械等危険防止」が14件、「墜落等危険防止」が10件、「作業主任者の選任等」が7件、「労災かくし」が6件等となっている。

(3) 業種別件数 [表2参照]

業種別では、製造業及び建設業が最も多く、ともに24件である。

(4) 端緒別件数 [表3参照]

捜査を開始する端緒は、労働基準法等違反事件では32件中16件が告訴・告発によるものである。

労働安全衛生法違反事件では、47件中30件が、死亡災害等の重大な労働災害を端緒とするものである。

送検件数全体では、告訴・告発を端緒とするものは17件(22%)である。

(5) 強制捜査件数 [表4参照]

証拠隠滅等のおそれのある場合、その収集等のため裁判所の令状に基づき捜索、差押、検証及び逮捕等の強制捜査を実施している。

平成25年に送検した事案のうち強制捜査を実施した件数は12件である。

2 特徴

- ・ 平成25年は、昨年と比較して、労働基準法等違反事件、労働安全衛生法違反事件ともに増加し、強制捜査を実施した事件が大幅に増加した。
- ・ 労働基準法等違反事件のうち、定期賃金の不払い及び賃金不払残業に関する事件が大幅に増加した。
- ・ 業種別では、製造業で10件増加した。
- ・ 送検事例は別添のとおり

3 今後の方針

労働基準監督機関の使命は、労働基準関係法令の履行確保を図ることにある。このため、法違反の是正を行わない企業や法違反を原因として重大な労働災害を発生させた企業等に対しては、引き続き司法警察権限を積極的に行使するとともに、厳正に対処することとしている。

なお、特に若者の「使い捨て」が疑われる企業等が社会で大きな問題となっており「日本再興戦略」（平成 25 年 6 月閣議決定）において対応の強化が求められていることから、引き続き長時間労働・過重労働、賃金不払い残業が疑われる事業場に対し積極的に監督指導を実施するとともに、重大・悪質な事案については労働基準関係法令違反被疑事件として検察庁に送検することとしている。

表 1 法令別件数

		平成23年	平成24年	平成25年(前年比)
総件数		68 100%	62 100%	79 (+17) 100%
労働基準法等違反	定期賃金の不払 (労働基準法第24条、最低賃金法第4条)	15	13	19
	解雇 (労働基準法第20条)	4	2	0
	賃金不払残業(サービス残業) (労働基準法第37条)	1	1	7
	労働時間・休日等 (労働基準法第32条、34条、35条等)	0	2	4
	その他	5	3	2
	計	25 37%	21 34%	32 (+11) 41%
労働安全衛生法違反	機械等危険防止 (労働安全衛生法第20条)	15	8	14
	作業主任者の選任等 (労働安全衛生法第14条)	9	5	7
	墜落等危険防止 (労働安全衛生法第21条)	8	17	10
	労災かくし (労働安全衛生法第100条)	8	5	6
	就業制限 (労働安全衛生法第61条)	3	0	2
	その他	0	6	8
	計	43 63%	41 66%	47 (+6) 59%

注1: 主たる送検条文により集計。

注2: 法令ごとの主な司法処分事例は別添のとおり。

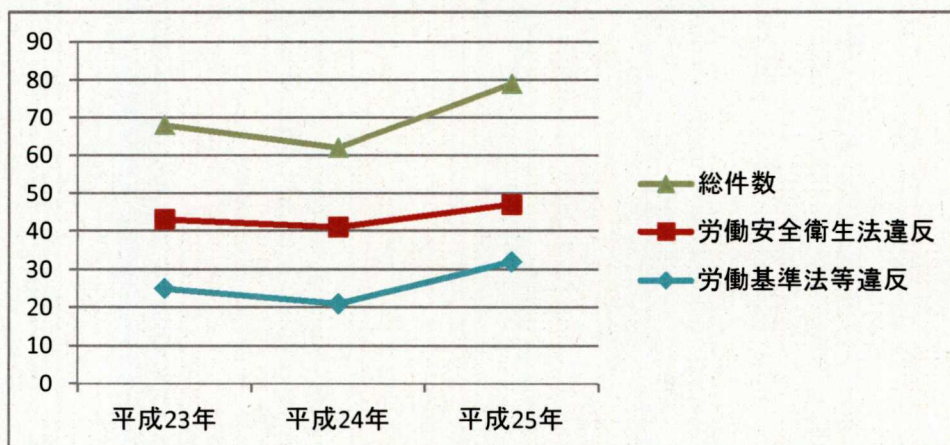


表 2 業種別件数

	平成23年	平成24年	平成25年
製造業	25 37%	14 23%	24 30%
建設業	20 29%	24 39%	24 30%
運輸交通業	4 6%	3 5%	5 6%
商業	3 4%	4 6%	5 6%
その他	16 24%	17 27%	21 27%
総件数	68 100%	62 100%	79 100%

表 3 端緒別件数

	平成23年			平成24年			平成25年		
	労働基準法等	労働安全衛生法	計	労働基準法等	労働安全衛生法	計	労働基準法等	労働安全衛生法	計
告訴・告発	19	0	19	15	0	15	16	1	17 (22%)
告訴・告発以外	6	43	49	6	41	47	16	46	62 (78%)
(うち、重大な労働災害)	(1)	(24)	(25)	(1)	(32)	(33)	(4)	(30)	(34)
総件数	25	43	68	21	41	62	32	47	79 (100%)

表 4 強制捜査件数

	平成23年	平成24年	平成25年
総件数 ※	68 100%	62 100%	79 100%
強制捜査(搜索、差押等)件数	2 3%	3 5%	12 15%

※ 当該年において送検した事件に関する件数である。

平成 25 年 送検事例

Ⅰ 労働基準法等違反事件の事例

事例 1 賃金不払残業（サービス残業）

大阪市北区内のホテル業者が、時間外労働をさせながらも割増賃金の不払いを行っていたもの。労働者 21 名に対する 1 か月分の割増賃金の不払について立件したもの。本件については搜索差押を実施した。

（労働基準法第 37 条違反）

※ 労働基準法第 37 条第 1 項

「使用者が、前条第 1 項の規定により労働時間を延長し、・・・その時間の労働については、2 割 5 分以上・・・の率で計算した割増賃金を支払わなければならない。」

事例 2 労働時間（36 協定なし・過重労働事案）

大阪市西区内の運送業者が、労働基準法第 36 条に基づく時間外労働・休日労働に関する労使協定なく、労働者に時間外労働を行わせていたもの。

（労働基準法第 32 条違反）

事例 3 労働時間（36 協定なし・交通災害発生事案）

交野市内に本社を置く運送業者が、労働基準法第 36 条に基づく時間外労働・休日労働に関する労使協定なく、労働者に時間外労働を行わせていたもの。

時間外労働させられていた労働者は、運転手でありバス等に追突し多数の死傷者を出す重大災害が発生した。

（労働基準法第 32 条違反）

※ 労働基準法第 32 条

「1 使用者は、労働者に、休憩時間を除き一週間について四十時間を超えて、労働させてはならない。

2 使用者は、一週間の各日については、労働者に、休憩時間を除き一日について八時間を超えて、労働させてはならない。」

※ 労働基準法第 36 条第 1 項

「使用者は、・・・協定をし、これを行政官庁に届け出た場合においては、・・・その協定の定めるところによって労働時間を延長し、又は休日に労働させることができる。」

II 労働基準法・労働安全衛生法違反の事例

大阪市北区内の派遣業者について賃金不払残業、労災隠し等複数の違反を立件したもの。本件については搜索差押を実施した。

(1) 労働基準法違反

- ①時間外労働をさせながらも労働者1名に対して1か月分の割増賃金を支払わなかったもの。(労基法第37条違反)
- ②賃金台帳に労働時間数等を記入しなかったもの。(労基法第108条違反)
- ③労働者5名の賃金から違法に控除して支払ったもの。(労基法第24条違反)

(2) 労働安全衛生法違反

労働者が4日以上休業したにもかかわらず、労働者死傷病報告を労働基準監督署に遅滞なく提出しなかったもの。

(労安法第100条第1項 労働安全衛生規則第97条)

※ 労働基準法第37条第1項

「使用者が、前条第1項の規定により労働時間を延長し、・・・その時間の労働については、2割5分以上・・・の率で計算した割増賃金を支払わなければならない。」

※ 労働基準法第108条

「使用者は各事業場ごとに賃金台帳を調製し・・・その他厚生労働省令で定める事項を賃金支払いの都度遅滞なく記入しなければならない。」

労働基準法施行規則第54条

「使用者は、法第108条の規定によって次に掲げる事項を労働者各人別に賃金台帳に記入しなければならない。・・・五 労働時間数」

※ 労働基準法第24条

「賃金は、通貨で、直接労働者にその全額を支払わなければならない。」

※ 労働安全衛生法第100条

「厚生労働大臣・・・労働基準監督署長は・・・事業者に対して必要な報告をさせ・・・することができる。」

労働安全衛生規則第97条第1項

「事業者は、・・・労働者が・・・就業中・・・負傷・・・により休業したときは、様式第23号による報告書を所轄労働基準監督署に提出しなければならない。」

III 労働安全衛生法違反事件の事例

事例1 プレス機械による危険防止

大東市内の金属プレス加工業者が、安全装置がない状態でプレス機械を使用してプレス加工作業を行わせたもの。その結果、金型に指を挟み切断するという災害が発生した。本件は身柄送検事案である。

(労働安全衛生法第 20 条、労働安全衛生規則第 131 条違反)

事例 2 高熱物の飛散、流出による火傷等防止措置

堺市内の非鉄金属製造業者が、銅等を溶解炉に投入して溶解させる作業を行わせるに当たり高熱物の飛散、流失による火傷その他の危険を防止するために必要な措置を講じなかったもの。本件においては、溶解炉内の溶湯が飛散して労働者 2 名が死亡、2 名が負傷するという重大災害が発生した。

(安全衛生法第 20 条、労働安全衛生規則第 255 条違反)

※ 労働安全衛生法第 20 条

「事業者は、次の危険を防止するため必要な措置を講じなければならない。

- 1 機械、器具その他の設備・・・による危険
- 2 爆発性の物、発火性の物、引火性の物等による危険
- 3 電気、熱その他のエネルギーによる危険」

※ 労働安全衛生規則第 131 条

「事業者は、事業者は、プレス機械・・・については安全囲いを設けるなど労働者の身体の一部が危険限界に入らないような措置を講じなければならない。」

※ 労働安全衛生規則第 255 条

「事業者は、・・・多量の高熱物を取り扱う作業については、当該高熱物の飛散・・・による火傷その他の危険を防止するため、適当な措置を講じなければならない。」

事例 3 衛生管理者、産業医未選任、衛生委員会未設置

大阪府中央区内の印刷業者が、常時 50 人以上の労働者を使用していたにもかかわらず、衛生管理者、産業医を選任せず、衛生委員会を設けていなかったもの。本件については捜索差押を実施した。被疑会社においては多数の労働者が胆管がんを発症している。

(労働安全衛生法第 12 条、13 条、18 条違反)

※ 労働安全衛生法第 12 条

「事業者は、政令で定める規模の事業場ごとに・・・衛生管理者を選任し・・・衛生に係る技術的事項を管理させなければならない。」

※ 労働安全衛生法第 13 条

「事業者は、政令で定める規模の事業場ごとに・・・産業医を選任し・・・労働者の健康管理その他・・・の事項を行わせなければならない。」

※ 労働安全衛生法第 18 条

「事業者は、政令で定める規模の事業場ごとに・・・衛生委員会を設けなければならない。」